

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 スーパーグリース 265UV
 主用途としてグリース
 会社名 中央油化株式会社
 住所 〒174-0043 東京都板橋区坂下1丁目34番22号
 緊急連絡先 品質保証部 品質管理課
 電話番号 03-3966-4121
 FAX番号 03-3966-8446
 受付日時 月曜日～金曜日 8:30～17:00
 整理番号 09006

2. 危険有害性の要約

GHS 分類 GHS 分類基準に該当しない
 シンボル なし
 注意喚起語 なし
 危険有害性情報 なし
 注意書き
 安全対策 なし
 応急措置 なし
 保管 なし
 廃棄 なし

GHS 分類による上記注意書きに記載がない場合でも、以降の情報を参考に安全対策/応急措置/保管/廃棄に関し十分な配慮を行う事。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物
 化学名又は一般名 合成系炭化水素、増ちょう剤及び添加剤
 成分及び含有量 単位：質量%

ちょう度番号 No.	0	1	2
潤滑油基油（合成油）	86～91	84～89	82～87
増ちょう剤（ウレア）	7～12	9～14	11～16
潤滑油添加剤	約2	約2	約2

化学特性（化学式） 特定できない。
 官報公示整理番号（化審法、安衛法） 企業秘密なので記載できない。
 CAS No. 企業秘密なので記載できない。
 危険有害成分
 化学物質管理促進法 非該当
 労働安全衛生法 鉱油 0.1～0.99質量%
 毒物劇物取締法 対象物ではない

4. 応急措置

- 吸入した場合： 新鮮な空気のある場所に移す。体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、必要なら医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合： 水と石鹼で付着した部分を洗う。
- 眼に入った場合： 清浄な水で最低15分間目を洗浄した後、医師の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合： 無理に吐かせないで、直ちに医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分洗う。
- 最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報： 現在のところ有用な情報なし
- 応急措置をする者の保護： 現在のところ有用な情報なし
- 医師に対する特別注意事項： 現在のところ有用な情報なし

5. 火災時の措置

- 消火剤： 1. 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
2. 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
3. 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
- 使ってはならない消火剤： 棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。
- 火災時の特定危険有害性： 現在のところ有用な情報なし
- 特定の消化方法： 1. 火元への燃焼源を断つ。
2. 周囲の設備等に散水して冷却する。
3. 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護： 消火作業の際は、風上から行き必ず保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項： 作業の際には、必ず保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項： 1. 河川、下水道等に排出されないように注意する
2. 海上の場合、薬剤を用いる場合には、国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
- 除去方法： 1. 周辺の着火源を取り除く。
2. 少量の場合は、ヘラ、スコップ等で除いたり、土砂、ウエス等に吸着させ回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
3. 大量の場合は、漏洩した場所の周囲にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。漏洩したグリースは土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。
4. 海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、すくい採ったり、吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には、国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
- 二次災害の防止策： 1. 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
2. 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い：
- 技術的対策： 1. 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
2. 炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気

を発散させないこと。

3. 静電気対策を行ない、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
4. 危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
5. 食べない。
6. 皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。
7. ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
8. 容器は必ず密閉する。

注意事項：石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気等への注意が必要である。

安全取扱い注意事項：1. 常温で取扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。
2. ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。

保管：

適切な保管条件：1. 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
2. 危険物に該当する場合は、危険物の表示をして保管する。
3. 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。

適切な技術的対策
注意事項：保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

安全な容器包装材料：1. 容器に圧力をかけない。
2. 容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策：ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

管理濃度：設定されていない。(作業環境評価基準：平成21年厚生労働省告示第194/195号)

許容濃度：日本産業衛生学会(2010年度版)
設定されていない。(文献 1)
ACGIH(2010年度版)
時間荷重平均(TWA)値
設定されていない。(文献 2)

保護具：

呼吸器用の保護具：通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。

手の保護具：長期間又は繰り返し接触する場合には、耐油性のものを着用する。

目の保護具：飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具：長時間にわたり取扱う場合又は濡れる場合には、耐油性の長袖作業服等を着用する。

適切な衛生対策：濡れた衣服は脱ぎ、完全に清浄してから再使用する。

9. 物理的及び化学的性質

形状：	半固体
色：	乳白色
臭い：	臭気あり
凝固点：	データなし
分解温度：	データなし
引火点：	200℃以上（セタ）
発火点：	データなし
爆発特性	
爆発限界	下限：1容量% 上限：7容量%（推定値）
蒸気密度：	データなし
密度：	データなし
溶解性：	水に対する溶解性：不溶
オクタノール/水分配係数	データなし
その他のデータ	
初留点：	データなし
滴点：	No.0 190℃以上, No.1 220℃以上, No.2 230℃以上

10. 安定性及び反応性

安定性：	通常の条件では安定。
反応性：	強酸化剤との接触を避ける
避けるべき条件：	ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
避けるべき材料：	現在のところ有用な情報なし。
危険有害な分解生成物：	燃焼の際には一酸化炭素等が発生する可能性がある。
その他：	現在のところ有用な情報なし。

11. 有害性情報

急性毒性：	経口 ラット LD ₅₀ ：5g/kg以上
皮膚腐食性・刺激性：	現在のところ有用な情報なし。
眼に対する重篤な損傷・刺激性：	現在のところ有用な情報なし。
感作性：	現在のところ有用な情報なし。
生殖細胞変異原性：	現在のところ有用な情報なし。
発がん性：基油：	IARCやNTPには収録されていない。
添加剤：	現在のところ有用な情報なし。
生殖毒性：	現在のところ有用な情報なし。
特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）：	現在のところ有用な情報なし。
特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）：	現在のところ有用な情報なし。
吸引性呼吸器有害性：	現在のところ有用な情報なし。

12. 環境影響情報

生態毒性：	現在のところ有用な情報なし
残留性・分解性：	現在のところ有用な情報なし
生体蓄積性：	現在のところ有用な情報なし
土壌中の移動性：	現在のところ有用な情報なし

1 3. 廃棄上の注意

1. 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行なっている場合にはそこに委託して処理する。
2. 投棄禁止
3. 埋立て処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定めた基準以下であることを確認しなければならない。
4. 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行なうと共に、見張り人をつける。

1 4. 輸送上の注意

国際規制：

- 国連分類： 国連の分類基準に該当せず。
 国連番号： 該当なし。
 追加の規制： 現在のところ有用な情報なし。

国内規制：

- 陸上： 消防法 非危険物
 海上： 船舶安全法 非危険物 個別運送及びばら積み運送に於いて。
 航空： 航空法 非危険物

輸送の特定の安全対策及び条件：

1. 引火性液体が使用されているので「火気注意」。
2. 容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
3. 指定数量以上の危険物を車輛で運搬する場合には、総務省令で定めるところにより、当該車輛に標識を掲げる。又、この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。
4. 第1類及び第6類の危険物及び高圧ガスとを混載しない。

1 5. 適用法令

消防法	非危険物
化学物質管理促進法	非該当
労働安全衛生法	表示対象物、通知対象物
海洋汚染防止法	油分排出規制（原則禁止）
下水道法	鉍油排出規制（5mg/l）
水質汚濁防止法	油分排出規制（5mg/l 許容濃度）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止）

1 6. その他の情報

引用文献

1. 許容濃度の勧告（2010）、日本産業衛生学会
2. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(2010)

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。